岡山市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27年法律第53号。以下「法」という。）の規定により市長が行う建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「計画」という。）の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定等に関し、法及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号。以下「施行規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条 この要綱における用語の定義は、法及び施行規則に定めのあるものについては、その定めるところによる。

（申請図書）

第３条 施行規則第23条第１項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 法第15条第１項に規定する登録エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類をいう。）

三 品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価（設計された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（品確法第６条第１項に規定する設計住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表１の５の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４であり、かつ、同表の５の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級５であることを証するものに限る。）の写し

四 その他市長が必要と認める図書

２ 規則第30条第１項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。

一 エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録エネルギー消費性能判定機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）

二 登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該登録住宅性能評価機関が交付する適合証（建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類をいう。）

三 法第12条第１項若しくは第２項又は第13条第２項若しくは第３項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあっては、法第12条第６項に規定する適合判定通知書の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）の写し（いずれも当該申請に係る建築物に係るものに限る。）

四 法第35条第１項の規定による認定（法第36条第２項の規定により準用する場合を含む。以下「性能向上計画認定」という。）を受けた場合にあっては、規則第３条第２項（規則第６条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定建築物エネルギー消費性能向上計画に適合している場合に限る。以下「計画認定通知書」という。）の写し及び検査済証（建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項、第７条の２第５項又は第18条第18項の規定により交付された検査済証をいう。以下同じ。）（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し

五 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第１項の規定による認定（法第55条第２項の規定により準用する場合を含む。）を受けた場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第２項（同令第46条において準用する場合を含む。）の通知書（当該申請に係る建築物が当該通知書に係る認定低炭素建築物新築等計画（同法第56条の認定低炭素建築物新築等計画をいう。）に適合している場合に限る。）の写し及び検査済証（当該申請に係る建築物に係るものに限る。）の写し

六 品確法第５条第１項に規定する住宅性能評価（建設された住宅に係るものに限る。）を受けた場合にあっては、登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書（品確法第６条第３項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）（当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表１の５の５－１断熱等性能等級に係る評価が等級４であり、かつ、同表の５の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級４又は等級５（当該建築物のうち非居住部分以外の部分が法の施行の際現に存するものにあっては日本住宅性能表示基準別表２－１の５の５－２一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級３、等級４又は等級５）であることを証するものに限る。）の写し

七 その他市長が必要と認める図書

（構造計算適合性判定の準用）

第４条 法第34条第１項の規定による認定の申請をする者（以下「計画認定申請者」という。）が、法第35条第２項の規定による申出（法第36条第2項の規定により準用する場合を含む。）をする場合は、建築基準法第６条の３及び第18条第４項から第11項までの規定を準用する。この場合において、同法第６条の３第８項及び第18条第11項中「当該建築主事」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

２ 市長は、前項の場合において、計画が建築基準法第６条の３第１項又は第18条第４項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、申請者から同法第６条の３第７項又は第18条第10項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、性能向上計画認定をすることができる。

（事前審査）

第５条 計画認定申請者は、市長に申請書を提出する前に、登録エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に計画に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

２ 前項に定める適合証は、当該申請に係る計画が法第35条第１項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類であること。

３ 法第41条第１項の規定による認定の申請をする者（以下「基準適合認定申請者」という。）は、市長に申請書を提出する前に、登録エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関に建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査を依頼し、適合証の交付を受けることができるものとする。

４ 前項に定める適合証は、当該申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類であること。

（申請取下げ届）

第６条 計画認定申請者は、性能向上計画認定を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式１－１）１部を市長に提出しなければならない。

２ 基準適合認定申請者は、法第41条第２項の規定による認定（以下「基準適合認定」という。）を受ける前に申請を取り下げるときは、取下げ届（様式１－２）１部を市長に提出しなければならない。

（工事の取やめ等）

第７条 認定建築主は、認定を受けた計画を取りやめるときは、取りやめ届（様式２）１部に計画認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

（完了の報告等）

第８条 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に従って新築等の工事が行われた旨を建築士等が確認し、速やかに、工事完了報告書（様式３）により市長に提出しなければならない。

（認定しない旨の通知）

第９条 市長は、性能向上計画認定の申請又は基準適合認定の申請の内容について認定をしない場合は、認定しない旨の通知書（様式４）を申請者に通知する。

（認定の取消し）

第10条 市長は、法第39条の規定又は法第42条の規定による認定の取り消しが必要であると認めるときは、認定取消通知書（様式５－１、５－２）により行うものとする。

（軽微な変更の証明に関する事項）

第11条　施行規則第29条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を受けようとする者は、軽微変更該当証明申請書（様式６）の正本及び副本を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請に添付する図書は、施行規則第27条の規定を準用する。

３　市長は、第１項の申請に対し軽微な変更に該当していることを証する書面を交付するときは、軽微変更該当証明書（様式７）に当該申請書の副本及び添付図書を添えて当該申請者に交付するものとする。

４　軽微変更該当証明書の交付を受ける前に申請を取り下げようとする者は、軽微変更該当証明申請取下げ届（様式８）１部を市長に届け出なければならない。

附則

（施行期日）

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は平成29年４月１日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は令和３年４月１日から施行する。

様式第１－１号（第６条関係）

|  |
| --- |
| 取下げ届年　　月　　日所管行政庁　　岡山市長　　様建築主の住所又は主たる事務所の所在地建築主の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の認定申請を取り下げたいので申し出ます。１．建築物エネルギー消費性能向上計画の受付番号　　　　第　　　　　　　　　　　　　号２．建築物エネルギー消費性能向上計画の受付年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日３．認定申請に係る建築物の位置　　　　岡山市４．認定申請建築主の氏名※本欄には記入しないでください。 |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |
| （注）１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 |

様式第１－２号（第６条関係）

|  |
| --- |
| 取下げ届年　　月　　日所管行政庁　　岡山市長　　様建築主の住所又は主たる事務所の所在地建築主の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　建築物のエネルギー消費性能基準適合認定に基づく建築物の認定申請を取り下げたいので申し出ます。１．受付番号　　　　第　　　　　　　　　　　　　号２．受付年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日３．認定申請に係る建築物の位置　　　　岡山市４．認定申請建築主の氏名※本欄には記入しないでください。 |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |
| （注）１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 |

様式第２号（第７条関係）

|  |
| --- |
| 取りやめ届年　　月　　日所管行政庁　　岡山市長　　様認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地認定建築主の氏名又は名称　　　　　　　　　　　　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の認定を取りやめたいので申し出ます。１．認定番号　　　　第　　　　　　　　　　　　　号２．認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日３．認定に係る建築物の位置　　　　岡山市４．認定建築主の氏名※本欄には記入しないでください。 |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |
| （注）１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 |

様式第３号（第８条関係）

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　工 事 完 了 報 告 書年　　 月　　 日所管行政庁　　岡山市長　　　　　　　　様認定建築主の住所又は主たる事務所の所在地認定建築主の氏名又は名称　　　　　　　　　　　 　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了しましたので報告します。１．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号　　　　第　　　　　　　　　　　　　号２．建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日３．認定に係る建築物の位置　　　　岡山市４．認定建築主の氏名５．認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づき建築物の工事が完了したことを確認した建築士等　　　　（　　級）建築士（　　　　　）登録　第　　　　　　　号　　　　　氏名　　　　（　　級）建築士事務所（　　　知事）登録　第　　　　　　　号　　　　　事務所名　　　　　住所※本欄には記入しないでください。 |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |
| （注）１．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。 |

様式第４号（第９条関係）

|  |
| --- |
| 認定しない旨の通知書第　　　　　　　号年　　月　　日申請者　　　　　　　　　　　様所管行政庁　　岡山市長　　　　　　　　　　印　下記の申請については、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する（法律第３５条第１項／法律第４１条第２項）による認定をしないこととしたので通知します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記１．認定申請年月日　　　　　　　　　　年　　　月　　　日２．申請者の住所３．申請に係る建築物の位置　　　　岡山市４．理由 |

様式第５－１号（第10条関係）

|  |
| --- |
| 認定取消通知書第　　　　　　　号年　　月　　日申請者　　　　　　　　　　　様所管行政庁　　岡山市長　　　　　　　　　　印　下記の認定建築物エネルギー消費性能向上計画については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３９条の規定に基づき、下記の理由により認定を取消したのでこれを通知します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記　認定番号　　　　第　　　　　　　　　号認定年月日　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　（※）確認番号　　　　第　　　　　　　　　号　　　　　　　　　確認年月日　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　建築主事の氏名　　　　１．認定計画実施者の氏名又は名称 ２．認定計画実施者の住所３．申請に係る建築物の位置　　　　　　　岡山市４．理由（※）は法第３５条第２項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。 |

様式第５－２号（第10条関係）

|  |
| --- |
| 認定取消通知書第　　　　　　　号年　　月　　日申請者　　　　　　　　　　　様所管行政庁　　岡山市長　　　　　　　　　　印　下記の建築物エネルギー消費性能に係る認定については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第４２条の規定に基づき、下記の理由により認定を取消したのでこれを通知します。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記　認定番号　　　　第　　　　　　　　　号認定年月日　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　（※）確認番号　　　　第　　　　　　　　　号　　　　　　　　　確認年月日　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　建築主事の氏名　　　　１．認定計画実施者の氏名又は名称 ２．認定計画実施者の住所３．申請に係る建築物の位置　　　　　　　岡山市４．理由（※）は法第３５条第２項において準用する建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第１８条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。 |

様式第６号（第11条第１項関係）

（第一面）

軽微変更該当証明申請書

年　　月　　日

　岡山市長　　　殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第26条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画】

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号】　　　　　　第　　　　　号

【建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日】　　　　　　年　　月　　日

【建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書交付者】

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

（注意）

１　第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添付してください。

２　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

様式第７号（第11条第３項関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第29条の規定による

軽微変更該当証明書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所管行政庁　　岡山市長　　　　　　　　　　印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条の軽微な変更に該当していることを証明します。

記

　１　申請年月日　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　２　申請に係る建築物の位置

　３　計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能向上計画

　　　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号　　　第　　　　　号

　　　建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日　　　　　　年　　月　　日

　　　建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書交付者

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

様式第８号（第11条第４項関係）

軽微変更該当証明申請取下げ届

年　　月　　日

　岡山市長　殿

届出者の住所又は

主たる事務所の所在地

届出者の氏名又は名称

代表者の氏名

次の証明の申請を取り下げたいので、岡山市「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する認定実施要綱第11条第４項の規定に基づき届け出ます。

記

　１　軽微変更該当証明申請の申請年月日

　　　　　　年　　月　　日

　２　申請に係る建築物の位置

（本欄には記入しないでください。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受　付　欄 | 決　裁　欄 | 承　認　欄 |
| 年　　　月　　　日 |  | 年　　　月　　　日 |
| 第　　　　　　　　　号 | 第　　　　　　　　　号 |
| 係員氏名 | 係員氏名 |

（注意）

１　届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。